

障がい者の暮らしを支える

高槻障がい福祉サポートネットワーク

(地域生活支援拠点等)

登録の流れ

① 福祉相談支援課 提出書類

- ・「高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関登録申請書」
※押印不要、メール・FAXでの提出可

「登録通知書」及び「協力機関ステッカー」、「協力機関マグネット」を交付します。
ステッカーは事業所入り口等へ貼ってください。
マグネットは社用車等へ貼ってください。
※協力事業所は市HPに掲載いたします。



はにたん

高槻障がい福祉
サポート
ネットワーク
協力機関



<ステッカー見本>

② 福祉指導課 届出書類

- ・高槻障がい福祉サポートネットワーク登録通知書（写） ※福祉相談支援課が交付したもの
 - ・給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表 ※地域生活支援拠点等の欄「該当」を選択
 - ・運営規程 ※変更後のもの 別紙記載例を参照に変更してください
 - ・変更届（様式第3号）、障がい福祉サービス事業等変更届（第13号）
- ※押印不要、郵送による提出可

【注意！】 地域生活支援拠点に係る各種加算について

(1) 各種加算を得るためには、「市町村が地域生活支援拠点等と位置付ける」ことが必要です。
必ず、①ネットワークの登録、及び②地域生活支援拠点等の届出（運営規程の変更）を行ってください。

(2) 適用開始日

福祉指導課への届出日：毎月15日以前→翌月1日、16日以降→翌々月1日

※重要事項説明書にも地域生活支援拠点としての機能を記載し、必要に応じて利用者への説明お願いいたします。（届出は不要です。）

<問い合わせ先>

【高槻障がい福祉サポートネットワーク(地域生活支援拠点等)に関すること】

福祉相談支援課（障がい者基幹相談支援センター）

TEL:072-674-7171 FAX:072-674-5135

【指定・届出に関すること】

福祉指導課 障がい福祉事業チーム TEL:072-674-7821 FAX:072-674-7820